

議案第46号

平成20年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成20年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,754,504千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年2月19日提出

川崎市長 阿部孝夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 331
	1 使用料	330
	2 手数料	1
2 財産収入		9,689,159
	1 財産運用収入	123,821
	2 財産売却収入	9,565,338
3 繰入金		12,666,500
	1 基金繰入金	8,719,000
	2 他会計繰入金	3,947,500
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		513
	1 雑収入	513
6 市債		2,398,000
	1 市債	2,398,000
歳入合計		24,754,504

歳出

款	項	金額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 3,869,594
	1 公共用地先行取得等事業費	3,869,594
2 公債費		6,041,851
	1 公債費	6,041,851
3 諸支出金		14,823,059
	1 繰出金	14,823,059
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		24,754,504